

札幌市動物の愛護及び管理に関する条例

(平成28年10月1日施行)

目 標

人と動物が共生する社会の実現 “人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”



札幌市では、市の基本的な考え方や取組の方向性を示す「札幌市動物愛護管理基本構想（以下、基本構想という。）」を平成27年5月に策定

し、「人と動物が共生する社会の実現」を目標に掲げ、市民が動物を命あるものとして尊重し、犬と猫の殺処分を減らしていき、最終的になくすことを目指すための具体的な対策を推進することにより、命を大切にし、優しさのあふれる、“人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ”を目指すこととしています。

この度、基本構想に基づき、行政（市）、市民、動物取扱業者及び動物関係団体の役割を明確にするとともに、基本構想の3つの基本施策等を盛り込んだ「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例」及び「札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」を制定しました。

今後は、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、法という。）」等と併せて、「人と動物が共生する社会の実現」と基本構想で掲げる課題の解決に向けて、動物（ペット）に関する様々な問題に対処してまいります。

条例のポイント

01

行政（市）、市民、動物 取扱業者及び動物関係 団体の責務を明確化

基本構想に基づき、関係者の責務を明確にし、一体となって動物愛護管理に関する取組を推進していきます。

02

動物の飼い主の 遵守事項を 拡充・強化

動物による人等への危害の防止及び動物の飼養環境の質の向上を図ります。

03

特定犬の 指定制度を導入

人等へ危害を加えるおそれが高い犬を特定犬として指定し、特定犬による人等への危害の防止を図ります。

04

飼い主のいない 猫に餌を与える者の 遵守事項を規定

飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者に対し、その責任と自覚を促します。

05

多頭飼養の 届出制度を導入

多頭飼養の実態を把握し、適正な飼養管理が行われるよう必要に応じて飼い主にアドバイスや指導などを行います。

06

犬猫の引取り手数料 及び收容した猫の 返還手数料の徴収

既に規定されている手数料（收容した犬の返還手数料等）に加えて、受益者負担の観点から犬猫の引取り及び猫の返還に係る費用を負担していただきます。

07

札幌市動物愛護 管理推進協議会を 設置

関係者が連携及び協働して施策を推進するほか、札幌市の動物愛護管理に関する施策について、第三者が評価、助言、提案等ができる場を設置します。

08

罰則の 見直し・強化

犬の係留等違反について、犬による重大事故（人等の死亡事故を含む。）が発生している昨今の状況等を踏まえ、罰則を強化し、「20万円以下の罰金」を科します。